

議案及び説明 並びに参考資料 (その2)

令和4年3月定例会

池 田 市

目 次

議案第 28 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1
	説 明	4
	参 考	5

議案第 28 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、本市の職員に係る育児休業の取得要件等に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「に規定する場合」を「の規定に該当する場合」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第19条中「育児短時間勤務又は」を「勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）及び」に改める。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対して当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の請求に係る同日以後の部分休業については、この条例による改正後の第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 育児休業をすることができない非常勤職員から任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員を除くとともに、文言の整理を行うものであること。

(第2条の改正関係)

- 2 部分休業をすることができない職員として、勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員を加えるものであること。

(第19条の改正関係)

- 3 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等及び勤務環境の整備に関する措置について定めるものであること。

(本則に2条を加える改正関係)

- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。ただし、2及び当該経過措置に係る規定は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第28号 参 考

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3） （略） （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（イ） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>（ロ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4に規定する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>（ハ）</u> （略） イ～エ （略）	第1条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3） （略） （4） 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>（ロ）</u> （略） イ～エ （略）

改 正 前	改 正 後
第2条の2～第18条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務</u> 又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 第20条～第22条 (略)	第2条の2～第18条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員</u> <u>(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> <u>(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u>及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 第20条～第22条 (略) <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対して当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対し、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

改正前	改正後
	(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u> (2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u>